

参考配布

平成 26 年 3 月 20 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

職業紹介事業者に対する職業紹介事業停止命令

及び職業紹介業務改善命令について

標記について、茨城労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、茨城労働局が配布した資料です。



厚生労働省茨城労働局発表
平成 26 年 3 月 20 日

担 当	職業安定部需給調整事業室	
	室長	立原 茂廣
	係長	佐藤 和広
	電話	029 - 224 - 6239

職業紹介事業者に対する職業紹介事業停止命令 及び職業紹介業務改善命令について

茨城労働局長（中村俊一）は、下記のとおり、職業安定法に基づき無料職業紹介事業を営む職業紹介事業主に対して、本日、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条の 9 第 2 項の規定に基づく職業紹介事業停止命令及び同法第 48 条の 3 に基づく職業紹介業務改善命令を行った。

記

被処分職業紹介事業主

名 称
代表者の職氏名
所 在 地
届出に関する事項
処 分 の 内 容 等

いなほ協同組合
理事長 太田寿司
茨城県下妻市唐崎 1086-1
届出受理番号 08-特-000069
届出受理年月日 平成 22 年 7 月 28 日
別紙のとおり

いなほ協同組合に対する処分の内容等

1. 処分理由

いなほ協同組合は、職業安定法第 33 条の 3 に定める特別の法人の行う無料職業紹介事業の届出を行っている事業組合であり、外国人技能実習生を受け入れ、技能実習機関に職業紹介を行う受け入れ団体である。

いなほ協同組合は、職業紹介を行う受け入れ団体であるにもかかわらず、食品加工会社と共謀のうえ、当該食品加工会社に労働力を供給する手段として技能実習制度を利用し、平成 23 年 4 月から平成 24 年 6 月までの期間、カンボジアより受け入れた技能実習生少なくとも 4 名につき合計 1,252 人日、職業安定法第 44 条で禁止されている労働者供給事業を行った。

具体的には、いなほ協同組合は、契約上は自らの組合員である農家において耕種農業にかかる技能実習を行うものと装いながら、実際は当該食品加工会社で技能実習生を野菜の洗浄・カット等の作業に従事させていたものである。

2. 処分内容

- (1) 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条の 9 第 2 項に基づく職業紹介事業停止命令

いなほ協同組合に対し、平成 26 年 3 月 21 日から平成 26 年 4 月 20 日までの間、職業紹介事業の停止を命ずる。

- (2) 職業安定法第 48 条の 3 に基づく職業紹介業務改善命令

- ① いなほ協同組合は、外国人技能実習生の受け入れに係る職業紹介として、平成 24 年 6 月から平成 26 年 3 月までの間に実施されたもの及び平成 26 年 3 月 20 日において契約締結済み等により今後実施されることになっているものすべてを対象として、これらが職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に職業安定法第 44 条違反について重点的に点検すること。

- ② 処分理由となった職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- ③ 職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、職業紹介事業者の責任において、確実な方法により法令等職業紹介事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

(参 考)

○職業安定法 (抄)
(許可の取消し等)

第 32 条の 9

2 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第 2 号又は第 3 号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

第 33 条の 3

特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員 (以下この項において「構成員」という。) を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 第 30 条第 2 項から第 4 項まで、第 32 条、第 32 条の 4 第 2 項、第 32 条の 7 第 1 項及び第 2 項、第 32 条の 8 第 1 項、第 32 条の 9、第 32 条の 10 並びに第 32 条の 12 から第 32 条の 16 までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。

(法第 33 条の 3 に関する事項)

則第 25 条の 3

法第 33 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる法人であって、その直接又は間接の構成員の数が厚生労働大臣の定める数以上のものとする。

一 ～ 二号、略

三 中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号) の規定により設立された事業協同組合又は中小企業団体中央会

四 ～ 八号、略

(労働者供給事業の禁止)

第 44 条

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(改善命令)

第 48 条の 3

厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 60 条

この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによって、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。

○用語の解説

労働者供給

供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法に規定する労働者派遣に該当するものを含まない。

労働者派遣

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない。

